



23消第870号
平成24年1月11日

愛媛県高圧ガス保安協会長
愛媛県冷凍設備保安協会長
愛媛県高圧ガス地域防災協議会長
一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会長
社団法人愛媛県エルピーガス協会長

} 様

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課長



高圧ガスに係る事故発生時の速やかな届出について（要請）

平素より高圧ガスの保安をはじめ、県政各般にわたり御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度、県内の事業所において、届出を要する災害（漏洩事故）が発生したにもかかわらず、速やかに関係機関に届け出ず、後日、地方局に補修工事について相談した際、事故を指摘されるという事例が続いたところです。

高圧ガス保安法第63条第1項第1号では、高圧ガスを取り扱う者は、「その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき」は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならないとされています。

つきましては、貴協会（協議会、工業会）の会員等に対しまして、別添の「高圧ガス事故措置マニュアル^{*}」の事故の定義を再確認し、届出が必要な事故が発生した場合、速やかに県担当部局へ届け出るよう、今一度、周知いただきますようお願いいたします。

※本マニュアルは、原子力安全・保安院のHP（下記アドレス）に掲載されています。

<http://www.nisa.meti.go.jp/sangyo/hipregas/detail/oshirase.html>

担当

愛媛県県民環境部防災局

消防防災安全課 保安係 二神

TEL : 089-912-2320

高圧ガス保安法事故措置マニュアル

I 総則

1. 目的

このマニュアルは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）の適用を受ける高圧ガスに係る事故等又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）の特定事業所（以下「特定事業所」という。）に係る事故（I. 2. を除き、以下「事故」という。）が発生した場合の経済産業省原子力安全・保安院（以下「本院」という。）並びに産業保安監督部及びその支部並びに那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）における連絡方法、対応措置、処分方法、対策の確立方法、都道府県との連携等に関する事項を定め、事故に伴う業務を迅速、かつ、適確に処理することを目的とする。

2. 事故の定義等

(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。

なお、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

① 爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。以下同じ。）

② 火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。）

③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス又は可燃性ガス（液化石油ガス及び天然ガスを除く。）以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）又は開閉部（バルブ又はコック）であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合

2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

④ 破裂・破損等（設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。）

⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。）

⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき。

⑦ その他

(2) 特定事業所に係る事故とは、石災法第23条第1項の異常な現象をいう。

3. 事故の分類

事故の被害状況により次のとおり分類する。

(1) A級事故

次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

- ① 死者（事故発災より5日以内に死亡した者をいう。以下同じ。）5名以上の事故
- ② 死者及び重傷者（負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。以下同じ。）が合計して10名以上の事故であって、①以外のもの
- ③ 死者及び負傷者（重傷者及び軽傷者（負傷の治療に要する期間が30日未満の負傷者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が合計して30名以上の事故であって、①及び②以外のもの
- ④ 甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた事故
- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって、大災害に発展するおそれがある事故
- ⑥ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響が大きいと認められる事故

(2) B級事故

A級事故以外の事故で次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

- ① 死者1名以上4名以下の事故
- ② 重傷者2名以上9名以下の事故であって、①以外のもの
- ③ 負傷者6名以上29名以下の事故であって、②以外のもの
- ④ 多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故
- ⑤ 喪失・盗難以外の事故であって、同一事業所において喪失・盗難以外の事故が発生した日から1年を経過しない間に発生した事故
- ⑥ その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が含まれている場合等）、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められる事故

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故

II 事故が発生した場合における措置

1. 本院における措置

(1) 省内連絡・報告

① 保安課職員であって、事故の連絡を受けた者又は自ら知った者は、速やかに次に定める事故の区分に応じ技術班長、高圧ガス班長又は調整班長（以下「担当班長」という。）に連絡する。担当班長が不在の場合は、技術班、高圧ガス班又はコンビナート保安班の係長若しくは係員（以下「代理者」という。）に連絡する。なお、代理者が不在の場合には企画班長に連絡する。事故の報告を受けた担当班長又は代理者（以下「事故担当者」という。）は企画班長及び保安課長に、その内容を報告する（事故担当者が不在の場合であって、事故の報告を受けた企画班長は、保安課長に、その内容を報告する。）。

- 1) 事故全般・高圧法に係る事故（コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）に係る事故に限る。）・石災法に係る事故・・・・・・・・技術班長
- 2) 高圧法に係る事故（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）に係る事故に限る。）・・・・・・・・高圧ガス班長
- 3) 高圧法に係る事故（液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）及び冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）に係る事故に限る。）・・・・・・・・調整班長

② 休日又は夜間であって、勤務先に連絡がとれない場合（以下「勤務時間外」という。）の連絡については、企画班長に電話等により連絡する。企画班長に連絡がとれない場合は、技術班長に電話等により連絡する。ただし、覚知した事故がC級事故（消費者安全法（平成21年法律第50号）の重大事故等を除く。）である場合には、直近の登庁日に速やかに連絡するものとする。

※消費者安全法の重大事故等の定義（概要）

- ① 消費者が、事業者が提供等する商品・役務・施設・工作物等を使用等して、現に、生命又は身体に次のいずれかの被害が発生した場合
 - (i) 死亡
 - (ii) 治療期間30日以上を負傷・疾病、一定程度の後遺障害
 - (iii) 一酸化炭素中毒
- ② 消費者が通常有すべき安全性を欠く商品・役務を使用等した場合であって、①の被害を発生させるおそれがあるものとして、以下のいずれかの事態に該当する場合（いわゆるヒヤリハット事案）
 - (i) 安全基準に違反し、かつ飲食物以外の物品等の重要な部分に破損・故障・汚染・変質等の変化が生じた事態
 - (ii) 安全基準に違反し、飲食物に毒物・劇物等が含有・付着した事態
 - (iii) 窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態
 - (iv) 火災その他の著しく異常な事態

- ③ 事故担当者は、速やかに別紙1の項目による事故報告を取りまとめ、事故の規模及び態様により別紙2に掲げる者に報告・伝達を行う。また、続報があった場合は、その都度、事故報告を取りまとめ、速やかに別紙2に掲げる者に報告・伝達を行う。
- なお、A級事故又はB級事故の場合には、監督部及び都道府県との緊密な連絡による情報収集を行うほか、次の手段により、できる限り詳細な情報の収集を行う。

- 1) 事故関係企業等からの情報聴取
- 2) テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等のニュースからの情報収集
- 3) 関係行政庁及び経済産業省内関係部局からの情報取得

(2) 事故現場への派遣

- ① 以下の事故が発生した場合は、必要に応じ速やかに担当官を現地に派遣する。

- 1) A級事故
- 2) B級事故のうち第三者被害を含む等重要と認められる事故
- 3) その他保安上重要な問題を含むと認められる事故

(参考) 平成4年の重大事故(コンビナート等保安規則適用の事業所におけるA級事故(死者9名、重傷者3名、軽傷者5名))の場合、現地派遣者については、参事官及び担当班長1名ほか(関係課(精製課等))を直ちに派遣。

- ② 事故が保安上重要な問題を含むと認められる場合は、高圧ガス保安協会の役職員、学識経験者等の協力を得て調査を行う、又はこれに現地調査を委嘱することができる。

(3) その他の措置

① 緊急措置命令

次に掲げる場合であって、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、高圧法第39条に基づく緊急措置を命じ、又は事故発災都道府県に対し、その発動を要請する。

- 1) 事故により、火災、ガスの大量噴出・漏えい等が継続中であって、更に災害の拡大が予測されるとき
- 2) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度、同種事故の発生が予測されるとき
- 3) 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれがあるとき

② 事故調査委員会

- 1) A級事故又はB級事故であって、事故原因の究明及び今後の対策の検討のため、専門家による組織的な調査が特に必要であると認めるときには、事故の内容に応じた学識経験者等により速やかに事故調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し調査を行うものとする。
- 2) 委員会は、当該事故調査に最も適切な学識経験者数名をもって編成するものとする。

- 3) 委員会は必要に応じて現地調査を行うものとする。
- 4) 委員会は原因究明のため必要と認めるときは、関係機関の協力を得て事故の再現、実験等所要の実験研究を行うものとする。

③ プレス発表

- 1) A級事故又はB級事故が発生し、委員会の設置などの対応を行った場合には、必要に応じて、そのプレス発表を行う。
- 2) プレス発表は、原則、資料投げ込みとし、必要に応じて保安課長等がプレスレクを行うものとする。

④ 省外関係者への連絡

事故の規模等により、必要に応じて、関係国会議員等に事故の概要、経済産業省の対応等について資料配付又は説明を行う。

⑤ 事故の内容に応じ、必要と認めるときは、次に掲げる対策の実施を講ずる。

- 1) 事故の再発を防止するための対策（事故当事者に対する対策、関連業界に対する対策、法令、基準の見直し等）を検討し、確立する。
- 2) 事故の内容（状況、原因、対策等）を広く公表し、注意を喚起するとともに、業界団体又は同種事業者に対し、注意書の交付、対策事項の指示、説明会の開催等により指導する。
- 3) 業界団体に対し、自主基準の作成若しくは改正又は自主的な点検の実施を要請する等、同種事故の発生防止のための自主的な対策の確立を要請する。
- 4) 高压法第79条の2の規定に基づき、都道府県に対し、以下の要請又は指示を行う。
 - i. 保安確保の強化を要請するとともに、具体的な対策事項を示し、事業所の指導方、要請する。
 - ii. 同種事業所の一斉立入検査の実施を指示する。(必要に応じ本院が参加する。)
- 5) 必要に応じて、監督部に対して、前4)に準じて、指示を行う。

(4) その他

- ① 提出を受けた事故報告書類は、系統的に分類整理し、1年ごとに集計し、公表する。
- ② 1年ごとに年間の事故の内容を分析し、その対策及び改善事項を集約し、都道府県における保安検査、立入検査等において指導し得るように措置する。

2. 事故が発生した地域を管轄する監督部における措置

(1) 事故急報

- ① 事故の程度にかかわらず事故が発生したことを覚知したときには、速やかに電話等により本院に下記の事故の区分に従って連絡する。なお、1) から3)までの事故であって担当者に連絡がつかない場合には、企画班長に連絡する。措置を執った場合にはその旨を連絡すると同時に所要の指示を受ける。勤務時間外の連絡については、別紙1により電話等により連絡を行う。ただし、勤務時間外に覚知した事故がC級事故

(消費者安全法の重大事故等を除く。)である場合は、直近の出勤日に速やかに連絡するものとする。

※消費者安全法の重大事故等の定義については、Ⅱ(1)②を参照。

- 1) 事故全般・高圧法に係る事故(コンビナート等保安規則に係る事故に限る。)・石災法に係る事故・・・・・・・・・・・・・・・・技術班長
 - 2) 高圧法に係る事故(一般高圧ガス保安規則に係る事故に限る。)・・・・・・・・高圧ガス班長
 - 3) 高圧法に係る事故(液化石油ガス保安規則及び冷凍保安規則に係る事故に限る。)・・・・・・・・調整班長
- ② 通報は別紙1に掲げる項目について行う。ただし、不明確な項目のある場合には、事故発生直後の通報については、知り得る限りの情報を報告し、その後に見知した別紙1の項目については、随時、報告するものとする。

(2) 事故現場への出動

- ① A級事故、B級事故その他保安上重要な問題を含んでいると認められる事故が発生した場合には、速やかに事故現場に出動し、事故発災都道府県等と協力して様式1(喪失・盗難の事故については様式2、特定事業所の事故のうち高圧ガス以外の事故については様式3)に掲げる事項について調査を行う。ただし、以下の場合はこの限りではない。
 - 1) A級事故以外の重大事故のうち、事故が既に収束し被害の拡大のおそれが既にある場合であって既に事故発災都道府県等の調査が終了している場合
 - 2) A級事故以外の重大事故のうち、監督部からは事故現場が遠方であり、事故発災都道府県との連絡・情報収集が密に行われている場合
 - 3) I. 3. (2)⑤に該当する事故の場合
 - 4) 本院が特に指示した場合
- ② 調査途中の経過を随時本院に報告する。ただし、本院の職員も現地調査を実施しているときは、この限りでない。

(3) その他措置

- ① 緊急措置命令
次に掲げる場合であって、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、原子力安全・保安院長の判断を仰ぎ、高圧法第39条に基づく緊急措置命令に係る対応を行うものとする。
 - 1) 事故により、火災、ガスの大量噴出・漏えい等が継続中であって、更に災害の拡大が予測されるとき
 - 2) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度、同種事故の発生が予測されるとき
 - 3) 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき
- ② 事故発災都道府県と密接な連絡をとり、事故の状況を把握するとともに、当該都

道府県の措置の実施状況を確認し、必要な場合には実施内容について意見を述べる。

- ③ 重要な事項については、必要に応じ本院に連絡し指示を受ける。
- ④ 事故の内容に応じ、必要と認めるときは、次に掲げる対策を講ずる。
 - 1) 必要と認めるときは、当該事業所に対し、保安上必要と認められる事項について改善を指導する。この場合、必要に応じて実施結果を報告することを併せて指導する。

なお、指導を行った場合には、その内容を本院及び事故発災都道府県に報告する。
 - 2) 事故の内容（原因、状況、対策等）を公表し、注意を喚起するとともに、管内都道府県に対する周知、業界団体又は同種事業所に対する注意書の配布、改善事項の提示、説明会の開催等による指導を行う。
 - 3) 過去の事故の原因を分析して対策及び改善事項を集約し、指導する。
 - 4) その他、事故発災都道府県と密接な連絡をとりつつ、管内事情に応じた対策を講ずるとともに、その内容を本院に報告する。

(4) 事故報告

- ① 監督部はA級事故又はB級事故の場合は、事故発生の日から10日以内に事故発災都道府県より提出のある様式1（喪失・盗難の事故については様式2、特定事業所の事故のうち高圧ガス以外の事故については様式3）による事故報告書（中間報告書又は確報）を受理し、速やかに本院に提出する。
- ② C級事故については、都道府県より提出のある1か月分を取りまとめた事故報告書を、翌月10日までに受理し、速やかに本院に提出する。
- ③ 事故の原因等の調査に長期間を要する事故については、翌月10日までに中間報告書を受理し、速やかに本院に提出する。

また、調査終了日の含まれる月の翌月10日までに事故報告書（確報）を受理し、速やかに本院に提出する。

(5) 経済産業局との連携

監督部は、事故への対応に際し、必要に応じて、経済産業局（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）と適確に連携を図るものとする。

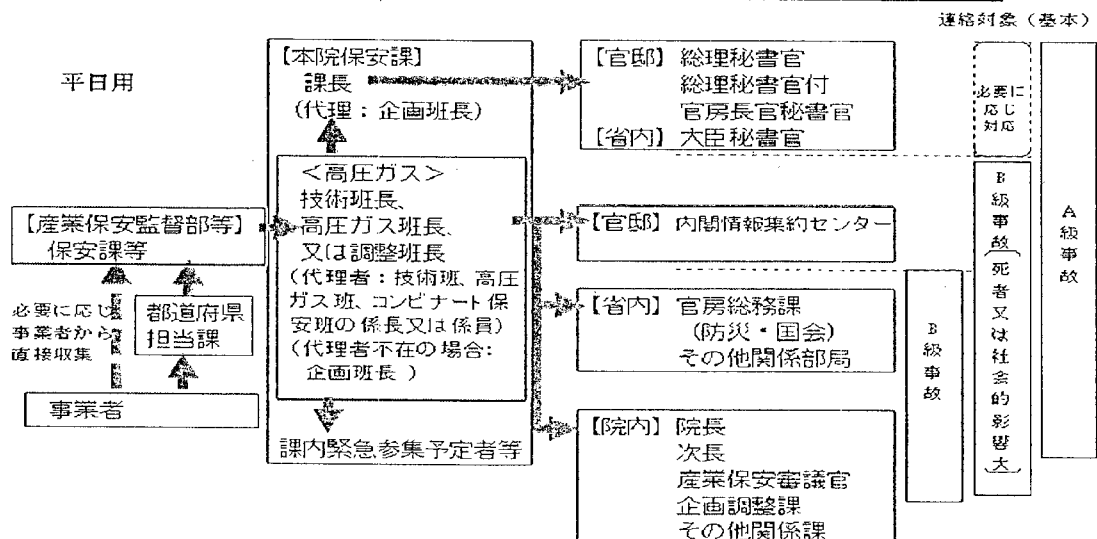
3. その他、事故が発生した地域を管轄する都道府県において取ることが望ましい措置について、参考として別添1に示す。また、様式1の参考として高圧ガス事故等調査報告書（災害）記載要領を別添2に、様式2の参考として高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）記載要領を別添3に示す。

(別紙1)

事故急報における報告項目

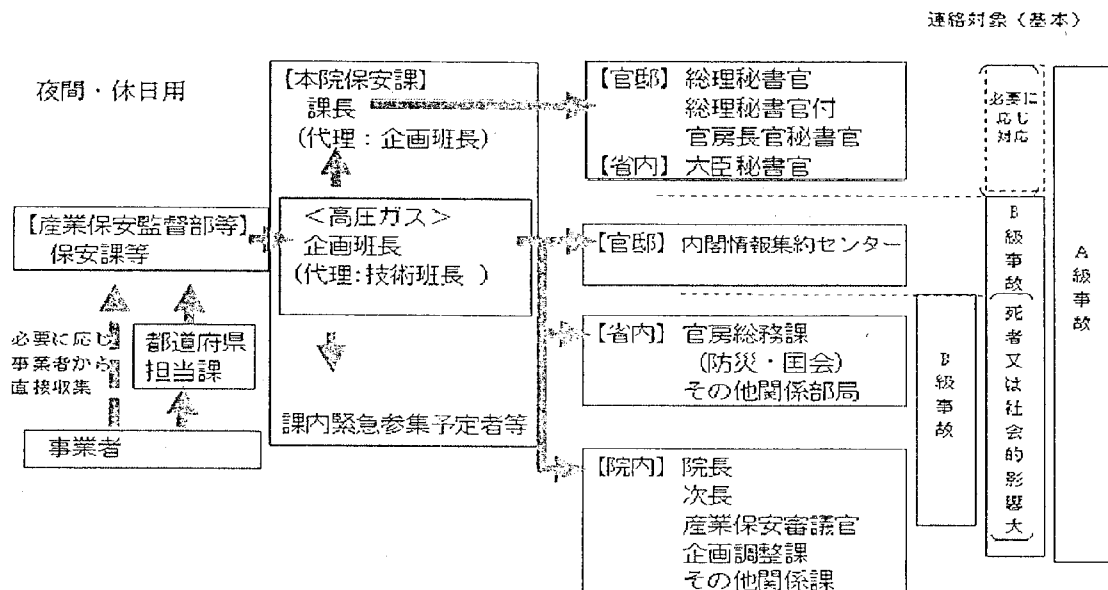
1. 事故の種類：高圧法、石災法（消防法等その他の法令の適用を受けるか否かの区別を含む。）
2. 発生日時（曜日）：時間は24時間呼称による
3. 発生場所
4. 事故の概要
5. 被害の状況：人身被害（死者、重傷者、軽傷者別）、従業員、協力会社、一般市民等、物的被害の状況
6. 原因
7. 都道府県が行った措置
8. 法令違反の有無
9. 対策
10. その他

高圧ガス事故発生時の被害情報等の情報収集・連絡ルート



(注) 内閣官房から、コンビナートに関する重大事故に関する緊急参集チーム(構成員：院長、随行員：企調課危機管理係長又は企調課調整班長)の官邸危機管理センターへの招集があった場合、保安院から官邸連絡要員を同センターに派遣する。同連絡要員が到着し連絡体制を確立した後は、同連絡要員を通じ、院長及び随行員にも必ず連絡する。

高圧ガス事故発生時の被害情報等の情報収集・連絡ルート



(注) 内閣官房から、コンビナートに関する重大事故に関する緊急参集チーム(構成員：院長、随行員：企調課危機管理係長又は企調課調整班長)の官邸危機管理センターへの招集があった場合、保安院から官邸連絡要員を同センターに派遣する。同連絡要員が到着し連絡体制を確立した後は、同連絡要員を通じ、院長及び随行員にも必ず連絡する。

高圧ガス事故等調査報告書 (災害)

1. 高圧ガスに係る事故等 2. 参考事故		報告年月日 : 平成 年 月 日 (曜日)		整理番号 :	
事故分類 : A B C		報告書作成者 :		報告段階 : 中間(第 次)、確報	
				別 添 : 有 無	
				届出の根拠規定 1. 法第63条第1項 2. 法第36条第2項	
事故の呼称				法令区分: 一般則、LP則、冷凍則、コンビ則 [認定事業所:有(認定施設、非認定施設) 無]	
発生日時		平成 年 月 日 (曜日) 時 分(24時間制)			
気 象		天気 温度 ℃ 湿度 % 風向 風速 m/s		コンビナート地区名:	
事故発生場所	区 分	1. 事業所内事故 2. 事業所外事故		1. 鹿島 2. 千葉 3. 川崎・横浜	
	事故発生場所	所在地 :		4. 四日市 5. 堺・泉北 6. 水島	
	連絡者氏名	名称 :	電話 ()	7. 岩国・大竹 8. 周南	
規制対象別	1. 製造事業所 2. 冷凍事業所 3. 充填所 4. スタンド 5. 販売所		自動車 { タンクローリ 鉄道 { 枠組み(カードル) 船舶 { バラ積み	11. その他 ()	
	6. 貯蔵所 7. 導管 8. 移動			業 種 :	
	9. 消費先 10. 特定高圧ガス消費者 11. 容器検査所 12. その他 ()			1. 石油精製 2. 貯蔵基地	
事業所規模 (処理能力・貯蔵量)				3. 石油化学 (ニチレンセンターを含む) 4. 一般化学 (肥料又は合成繊維を含む) 5. 製鉄所 6. 鉄工所 7. 機械 8. 電気 9. 自動車 10. 食品 11. 紙・パルプ 12. 窯業 13. 建設 14. 運送 15. その他 ()	
事故発生事象	事象が1つの場合		1. 爆発 2. 火災 3. 噴出・漏えい 4. 破裂・破損等 5. その他 ()		
	事象が2つの場合		1次事象 () → 2次事象 () ※ () に番号を記入 1. 爆発 2. 火災 3. 噴出・漏えい 4. 破裂・破損等 5. その他 ()		
	噴出・漏えいの詳細		(1) 噴出・漏えいの程度 1. 微量 (石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度) 2. 微量以外 (m ³ 又はkg) 3. 不明 4. 調査中 (2) 噴出・漏えいの部位 1. 母材(材質:) 2. 溶接部(材質:) 3. ろう付け部(材質:) 4. 締結部 5. 開閉部 6. 可動シール部 7. その他 () (3) 漏えい部位の寸法 1. 径() 2. 板厚() 3. 呼び圧力() (4) 噴出・漏えいの分類 噴出・漏えい① 1. 腐食(内面、外面) 2. 疲労(振動、温度変動、圧力変動) 3. エロージョン/コロージョン 4. 応力腐食割れ 5. クリープ 6. その他 () 噴出・漏えい② 1. 締結部(フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手、ホース継手) 2. 開閉部 (バルブ、コック) 3. 可動シール部 (メカニカルシール、 スィベルジョイント、その他 ()) 噴出・漏えい③ 1. 誤開閉 2. 開閉忘れ 3. 液封、外部衝撃などによる破裂、破損、変形 4. ドレン抜きミス 5. 点火ミス、失火、逆火等 6. その他 ()		
取 扱 状 態		1. 平日 2. 休日 3. 事業所休日 1. 製造中 (a. 定常運転、b. スタートアップ、c. シャットダウン、d. エマージェンシーシャットダウン、e. その他) 2. 貯蔵中 3. 停止中 (a. 検査・点検中、b. 工事中、c. 休止中、d. その他 ()) 4. 荷役中 5. 消費中 6. 移動中 7. その他 ()			
		1. 自社	2. 関係事業所 所在地: 名 称 :	備考	
事故の概要 (事故に至る経緯を含む)					
ガスの種類及び名称					
1. 可燃性ガス : 1. アセチレン 2. エチレン 3. 液化石油ガス 4. 塩化ビニル 5. 水素 6. ブタン 7. プロパン 8. プロピレン 9. メタン 10. その他 ()					
2. 毒性ガス : 1. 亜硫酸ガス 2. 塩素 3. その他 ()					
3. 可燃性毒性ガス : 1. アンモニア 2. 一酸化炭素 3. クロロメチル 4. 酸化エチレン 5. シン化水素 6. 硫化水素 7. その他 ()					
4. 支燃性ガス : 1. 空 気 2. 酸 素 3. その他 ()					
5. 不活性ガス : 1. アルゴン 2. 炭酸ガス 3. 窒素 4. ヘリウム 5. フルオロカーボン (可燃性ガス又は毒性ガスを除く。) 6. その他 ()					
6. そ の 他 : 1. 混合ガス () 2. エアゾール () 3. 特殊高圧ガス () 4. その他 ()					
ガスの状態	1. 液相	2. 気相	1. 常圧 2. 加圧	1. 低 温	2. 常 温 (5℃~35℃)
製造設備等の概要	名称:			消費設備	容器の容量及び
	能力:			等の概要	ガス kg(m ³) × 本
	容量:				容器本数: 本
	稼働率: %				容器と火気との距離: m
	ガスの状態: 常用圧力 MPa 常用温度 ℃				逆火防止器の有無: 有 無

プラント操業開始後経過年数		設備設置後経過年数		設備の最近のシャットダウン検査後の経過年数		設備の最近の運転中検査後経過年数			
1. 新設試運転中		1. 新設試運転中		1. 1週間未満		1. 1週間未満			
2. 1年以上3年未満		2. 1年以上3年未満		2. 1週間以上1月未満		2. 1週間以上1月未満			
3. 3年以上5年未満		3. 3年以上5年未満		3. 1月以上3月未満		3. 1月以上3月未満			
4. 5年以上7年未満		4. 5年以上7年未満		4. 3月以上6月未満		4. 3月以上6月未満			
5. 7年以上10年未満		5. 7年以上10年未満		5. 6月以上1年未満		5. 6月以上1年未満			
6. 10年以上15年未満		6. 10年以上15年未満		6. 1年以上2年未満		6. 1年以上2年未満			
7. 15年以上20年未満		7. 15年以上20年未満		7. 2年以上		7. 2年以上			
9. 20年以上()年		9. 20年以上()年		()年		()年			
設備区分									
I 塔槽類	機器	1.加熱炉 2.反応器 3.蒸留器 4.熱交換器 5.分離器 6.中間貯槽 7.貯槽(a.球形貯槽 b.低温貯槽 c.枕型貯槽 d.その他()) 8.コールド・エボレータ 9.その他()							
II 回転設備	機器	1.ポンプ 2.圧縮機 3.送風機 4.その他()							
III 配管、継手、弁	機器	1.配管 2.継手 3.弁 4.その他()							
IV 附属設備	機器	1.安全装置 2.緊急遮断弁 3.警報設備 4.緊急脱圧設備 5.液面計 6.圧力計 7.温度計 8.流量計 9.断熱材 10.その他()							
V 特殊反応設備	種類	1.アンモニア二次改質炉 2.エチレン製造施設のアセチレン水添塔 3.酸化エチレン製造施設のエチレンと酸素又は空気との反応器 4.シカヘキサン製造施設のベンゼン水添反応器 5.石油精製における重油直接水添脱硫反応器 6.石油精製における水素化分解反応器 7.低密度ポリエチレン重合器 8.メタノール合成反応塔							
VI 冷凍設備	種類	1.レフコ型 2.ターボ型 3.ローリ型 4.スクリュー型 5.吸気式 6.その他() 1.圧縮機 2.凝縮器 3.受液器 4.蒸発器 5.液分離器 6.配管・継手・弁 7.その他()							
VII 容器	種類	1.タンク 2.容器 3.エポキシ樹脂 4.タンク車 5.バルブ 6.その他() 1.本体 2.附属品(a.元弁 b.安全装置(安全弁を含む。) c.緊急遮断装置(緊急遮断弁を含む。) d.配管、継手、弁 e.調整器 f.その他) 3.その他()							
VIII 溶接、溶断の設備	機器	1.吹管等加工部 2.配管、継手、弁 3.容器 4.ホース 5.調整器 6.その他()							
IX その他									
設備の詳細									
メーカー名()、品名及び品番()				大臣認定品の場合は、認定番号()及び認定の区分(機器の種類)()					
事故発生原因(主◎、副○)				着火源					
1.設計不良 2.製作不良 3.施工管理不良 4.腐食管理不良 5.検査管理不良 6.点検不良 7.締結管理不良 8.シール管理不良 9.容器管理不良 10.組織運営不良 11.操作基準等の不備 12.情報伝達の不備 13.誤操作、誤判断 14.不良行為 15.自然災害(台風、地震、その他) 16.交通事故(他損、自損) 17.その他()				1.裸火 2.静電気火花 3.摩擦熱 4.逆火 5.高温物体 6.その他()					
事故発生原因の詳細									
被害：人身被害その他1：原因別 注：()内は第三者被害者数(内数)を記載する。原因がその他になる場合は()内に記入すること。									
原因	事業所内事故			事業所外事故			合計		
	死亡	重傷	軽傷	死亡	重傷	軽傷			
中毒	()	()	()	()	()	()	()		
酸欠	()	()	()	()	()	()	()		
火傷	()	()	()	()	()	()	()		
裂傷	()	()	()	()	()	()	()		
衝撃による被害	()	()	()	()	()	()	()		
その他()	()	()	()	()	()	()	()		
合計	()	()	()	()	()	()	()		
人身被害その他2：対象別 注：被害者が協力会社等に所属するときはその旨を備考欄に記載する。									
事業所内	死亡、重傷、軽傷の別		氏名	年齢	性別	職名(第三者の場合は職業)	距離	傷病名	備考
	当事者	第三者							
事業所外									
	当事者	第三者							

物的被害

		建造物、機器類等の名称	距離(m)	被害の内容	損害額(千円)	備考
事業所内	当事者					
	第三者					
事業所外	当事者					
	第三者					
合計						

人的被害、物的被害 以外の事業所外への 影響	1. 住民避難 (人 時間程度)
	2. 事業所外へのガス流出、飛散物 ()
	3. その他 ()

許認可関係	保安検査	行政措置
届出: 年 月 日 許可: 年 月 日 完成検査: 年 月 日 直近の変更許可: 年 月 日 直近の完成検査: 年 月 日	定期自主検査: 年 月 日 保安検査: 年 月 日	使用停止命令: 年 月 日 使用停止命令解除: 年 月 日 操業再開: 年 月 日 改善命令: 年 月 日 関係条項:
官公庁で講じた措置及び対策	事業所側で講じた措置及び対策	
地域防災協議会及びコンビナート防災協議会の活動状況	法令違反の有無: 有 無 (条項:) 内容:	
官公庁で出した通知文書、新聞等の写し、図面、写真、所見等 所見: 別紙 () 別紙 ()		

※記載にあたっては、別添「高圧ガス事故等調査報告書(災害)記載要領」を参照のこと。

高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）

報告年月日	平成 年 月 日 (曜日)	整理番号:	
報告書作成者		報告段階: 中間 (第 次)、確報	
事故の呼称			
発生年月日	平成 年 月 日 (曜日) ~ 平成 年 月 日 (曜日)		
事故発生場所	所在地:	法区分:	
	名称: 電話 ()	一般則、LP則、冷凍則、コンビ則 [認定事業所: 有 (認定施設、非認定施設) 無]	
連絡者氏名	所属:	場 所:	
	電話 ()	1. 石油精製 2. 石油化学 3. 一般化学 4. 冷凍事業所 5. 充てん所 6. 容器検査所 7. その他	
販売店 (事業者)	名称:	a. 民家 (居住中)	
	所在地: 電話 ()	b. 民家 (空屋) c. 公民館等 d. その他 ()	
規制対象別	1. 製造事業所 2. 冷凍事業所 3. 充てん所 4. スタンド 5. 販売所 6. 貯蔵所 7. 移動 8. 消費先 9. 特定高圧ガス消費者 10. 容器検査所 11. その他 ()		
事故発生区分	1. 製造中 2. 貯蔵中 3. 移動中 4. 消費中 5. その他 ()		
事故発生原因	1. 盗難 2. 自然災害 (a. 台風 b. 地震 c. その他 ()) 3. その他 ()		
ガスの種類及び名称			
1. 可燃性ガス : 1. アセチレン 2. エチレン 3. 液化石油ガス 4. 塩化ビニル 5. 水素 6. ブタン 7. プロパン 8. プロピレン 9. メタン 10. その他 ()			
2. 毒性ガス : 1. 亜硫酸ガス 2. 塩素 3. その他 ()			
3. 可燃性毒性ガス : 1. アンモニア 2. 一酸化炭素 3. クロルメチル 4. 酸化エチレン 5. 硝酸水素 6. 硫化水素 7. その他 ()			
4. 支燃性ガス : 1. 空気 2. 酸素 3. その他 ()			
5. 不活性ガス : 1. アルゴン 2. 炭酸ガス 3. 窒素 4. ヘリウム 5. フルオロカーボン (可燃性ガス又は毒性ガスを除く。) 6. その他 ()			
6. その他 : 1. 混合ガス () 2. エアゾール () 3. 特殊高圧ガス () 4. その他 ()			
設備概要	1. 容器	ガスの名称	ガス kg(m ³) × 本
	2. 溶接・溶断機器	容器の容量	ガス kg(m ³) × 本
3. その他 ()		及び本数	ガス kg(m ³) × 本
容器の記号番号			
施錠の有無	1. 有	容器交換の頻度	1. () 月に一度
	2. 無 3. 不明		2. 不明

事故の概要（事故に至る経緯を含む）	
官公庁で採った措置及び対策	事業所側で採った措置及び対策
法令違反の有無： 有 無 （条項： ） 内容：	
官公庁で出した通知文書、新聞等の写し、図面、写真及び所見等 所見： 別紙（ ） 別紙（ ）	

※記載にあたっては、別添「高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）記載要領」を参照のこと。